

答 申 書

北見自治区における広報きたみの配布方法について

平成23年12月16日

北見まちづくり協議会

平成23年12月16日

北見市長 小谷 每彦 様

北見まちづくり協議会
会長 長谷川 豊

平成23年10月11日付で諮問がありました下記の事項について、慎重に協議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

記

【諮問事項】

北見自治区における広報きたみの配布方法について

1 今後の広報きたみの配布方法

北見自治区の広報きたみの配布方法については、現行の町内会による配布から、ポスティング（民間業者への委託による戸別配布）に切り替えることが適当である。

2 結論付けた理由・根拠

市政情報の広範な発信は、市政に関する市民理解を得る重要な手段であり、市政への市民参画の観点からも不可欠である。

現在、北見自治区における広報きたみの配布率は87.2%にとどまっている。町内会未組織・未加入のアパート居住者を中心に6,000戸を超える未配布世帯があると推計されており、これらの市民をできるだけなくすことが求められている。

第一には、個宅に直接配布されるポスティングの導入により、未配布世帯の減少が図られる。

第二には、複数の町内会から「構成員が高齢化しており、配布が厳しい状況となっている」という声がある。

第三には、フリーペーパーが広く宅配されている仕組みを持つ当市のメリットを生かすことで、配布経費の縮減が見込める。

3 付帯意見

ポスティングの導入に当たっては、これまで40年以上にわたり、町内会が広報きたみの配布を担ってきた状況を踏まえ、市は町内会の意向を十分聴取し、丁寧な周知を行ったうえで実施すべきである。

市は混乱なくポスティングに移行できるように努め、また、さまざまな地域活動を通してコミュニティがこれまでどおり維持されるよう配慮すべきである。

なお、市民が主体のまちづくりを進めるうえで、市政情報の発信については、今後、市は紙面による伝達のほかにも情報化時代にふさわしい多様な媒体の活用を検討する必要がある。